職員の懲戒処分について

令和元年12月19日に懲戒免職処分とした元市職員の収賄事件に係る管理 監督者に対し、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に基づき、下記のと おり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

記

2 処分内容等

職名	所属部名	年齢	性別	処分内容
部 長	都市整備部	5 7歳	男性	減給10分の1 1月
技 師 (事件当時:課長)	IJ	6 1 歳	男性	戒告

3 非違行為の概要

今回の元市職員の収賄事件において、監督者としての権限の行使が不十分・ 不適切であるために部下の職務上の非違行為が発生し、継続・拡大したことに ついて、監督者としての義務に違反し、職務を怠ったもの。

4 本件に係る市長コメント

元市職員の収賄事件に関しまして、その管理監督者について、令和2年2月 28日付で懲戒処分を行いました。

市といたしましては、二度とこのようなことが起こらないよう、職員の服務 規律、法令遵守の徹底を図るとともに、引き続き、市民の皆様の信頼回復に向 けて全力で取り組んでまいります。